

# 東日本大震災

## 総務省の主な取組

消防における  
震災対応

被災自治体へ  
の人的支援

被災自治体へ  
の財政支援

被災自治体へ  
の地方税制  
の対応

情報通信  
における震災  
対応

被災者・避  
難者支援

# 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の概要①

## 1. 地震の概要

- ◎発生日時：平成23年3月11日（金） 14時46分
- ◎震央地名：三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）
- ◎震源の深さ：24km
- ◎規模：モーメントマグニチュード9.0
- ◎最大震度：震度7（宮城県栗原市）

## 2. 被害の概要

- ◎人的被害  
死者：19,418人  
行方不明者：2,592人  
負傷者：6,220人
- ◎住家被害  
全壊：121,809棟      半壊：278,496棟  
一部破損：744,190棟      床上浸水：3,352棟  
床下浸水：10,233棟
- ◎非住家被害    公共建物：14,322棟    その他：88,883棟
- ◎火災の発生状況：330件  
(以上 平成28年3月1日現在 消防庁調べ)
- ◎避難者等の数：約17万4,000人 (平成28年2月26日現在 復興庁調べ)



【市役所より撮影（平成23年3月11日15時27分・岩手県宮古市）宮古市役所提供】

【火災発生状況（平成23年3月11日18時10分宮城県気仙沼市鹿折地区）気仙沼市役所提供】



# 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の概要②

## 【県別の被害の状況】

（平成28年3月1日現在 消防庁調べ）

	人的被害			住家被害				非住家被害		火災
	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上・床下浸水	公共建物	その他	
北海道	1		3		4	7	874	17	452	4
青森県	3	1	110	308	701	1,005			1,402	11
岩手県	5,132	1,124	211	19,597	6,571	18,959	6	529	4,171	33
宮城県	10,549	1,239	4,145	82,999	155,129	224,195	7,796	9,948	16,848	137
秋田県			11			5				1
山形県	3		45		14	1,249		8	124	2
福島県	3,626	225	183	15,169	78,960	141,454	1,415	965	36,671	38
茨城県	65	1	712	2,630	24,370	187,302	2,578	1,698	18,376	31
栃木県	4		133	261	2,125	73,684		718	9,207	
群馬県	1		40		7	17,679				2
埼玉県	1		104	24	199	16,568				12
千葉県	22	2	256	801	10,152	55,039	888	12	827	18
東京都	7		118	20	223	6,551		419	786	35
神奈川県	4		137		41	459			13	6
新潟県			3			17		4	5	
山梨県			2			4		1	1	
長野県			1							
静岡県			3			13	5			
三重県			1				2			
大阪府			1					3		
徳島県							11			
高知県			1				10			
計	19,418	2,592	6,220	121,809	278,496	744,190	13,585	14,322	88,883	330

# 消防における震災対応について①

## 1. 緊急消防援助隊等の活動

### ◎地震発生直後に、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示

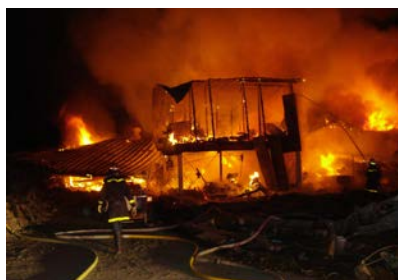
(平成15年の法制化以来初めて)

- 44都道府県の緊急消防援助隊が岩手県、宮城県、福島県に向けて出動(活動費用は全額補償)
- 緊急消防援助隊の派遣延べ数 約11万人  
(H23. 3/11～活動終了の6/6までの88日間)
- 厳しい活動環境下で、地元消防本部と連携し、消火、救助、救急活動等に従事し、5,064人を救出

### ◎地元消防本部や消防団も、県内の消防本部や消防団と連携し、住民の避難誘導や消火、救助、救急等の対応を実施。特に宮城県気仙沼市では、緊急消防援助隊とも連携し、大規模な市街地火災を消火。



【緊急消防援助隊による消火活動】



【地元消防本部による消火活動】



【消防団による救助活動】

## 2. 原子力発電所事故に対する活動

### ◎東京電力福島第一原発3号機使用済燃料プールへの冷却放水

- 内閣総理大臣から東京都知事への要請等を受け、消防庁長官から東京消防庁、大阪市消防局、横浜市消防局、川崎市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、神戸市消防局に出動を要請し、緊急消防援助隊として134隊655人が出動、合計5回 4,227tの放水を実施



【東京電力福島第一原発火災出動前】

### ◎被災地域の消防本部

- 原子力発電所における火災出動、住民の避難誘導や広報活動を実施しつつ、避難指示区域の消防署所から人員や車両等を移転、その後も警戒区域の一時立入の支援を実施



【東京電力福島第一原子力発電所3号機への放水】

## 3. 被災地における消防防災体制の充実強化

### ◎被災地における消防活動や消防防災施設の復旧への支援

#### ➤ 消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金

- ・東日本大震災により被害を受けた消防庁舎、無線施設、ヘリポート等の消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要な経費に対し、補助金（補助率2/3）により支援

（⑳案 57億円、㉑ 29億円、㉒ 36億円、  
㉓ 21億円、㉔ 143億円、㉕補正 324億円）



消防庁舎復旧事業  
（いわき市消防本部  
小名浜消防署江名分遣所）

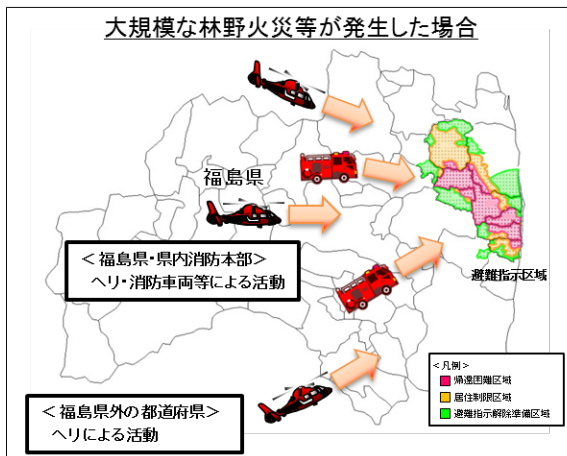
#### ➤ 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金

- ・避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等に係る経費を全額支援



ヘリコプター除染用資機材  
によるエンジン除染

- ①避難指示区域内の消防本部の消防活動及び福島県の防災ヘリコプターによる消防支援活動に必要な消防施設の整備を支援
- ②県内消防本部の消防車両等及び県外からの消防防災ヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
- ③県内消防本部及び緊急消防援助隊の消防応援訓練の実施に要する経費を支援  
（㉖案 4億円、㉗ 3億円、㉘ 0.3億円、  
㉙補正 1.3億円、㉚ 0.4億円）



### ◎被災地の消防本部に対する支援

#### ➤ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対する支援

- ・管轄区域の多くが避難指示区域に指定され、困難な状況での消防活動を余儀なくされている双葉消防本部からの要請を踏まえ、「**福島支援全国消防派遣隊**」として全国から消防職員を双葉消防本部に派遣

（平成25年4月1日から9月30日までの間、22消防本部から延べ195人を派遣）

- ・双葉消防本部が基礎的な消防力を回復したことを踏まえ、平成25年10月以降は、「**双葉消防本部支援調整会議**」を設置し、双葉消防本部への具体的な支援のあり方等を検討し、平成27年度予算への反映を含め、課題解決に向けた支援を実施しているところ

（福島県内において、平成25年9月から平成26年10月までの間、5回開催）

### ◎消防職団員への心のケア(惨事ストレス対策)や福島第一原子力発電所事故において活動した消防職員の長期的な健康管理を実施

# 被災自治体への人的支援等について

## 1. 被災自治体への職員派遣の支援

- ◎全地方公共団体からの職員派遣の延べ数 90,197人  
(平成26年度末まで)
- ◎全国の自治体からの派遣職員数 2,202人(平成27年10月1日時点)  
※うち被災県の職員として613人、被災市町村の職員として1,589人
- ◎全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築(平成23年3月～)
  - 総務大臣が全国の都道府県知事及び市区町村長に対し書簡を発出し、職員派遣への力強い協力を要請(平成28年1月)
  - 総務副大臣が地方三団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)等を訪問し、職員派遣への協力を要請(平成28年1月)

## 2. 被災自治体における任期付職員等の採用の支援

- ◎被災自治体で震災復興のために採用されて在職している任期付職員数 1,615人(平成27年10月1日時点)  
※うち被災県の職員として963人、被災市町村の職員として652人

## 3. 民間企業等の人材の活用の促進

- ◎民間企業等の従業員の派遣数63人(平成27年10月1日現在)
- ◎被災自治体の要望を受け、民間企業や第三セクター等の職員を在籍したまま被災団体が受け入れる仕組みを整備(平成25年3月～)

## 4. 震災復興特別交付税による措置

- ◎上記に係る被災団体の受入れ経費、職員の採用経費については、震災復興特別交付税により全額措置

## 5. 被災自治体における選挙の実施に対する支援

### ◎選挙期日の特例

- 選挙を適正に執行することが困難と認められる被災自治体の議会の議員及び長の選挙を延期する特例法を制定・改正し、該当する選挙を延期
- 延期された全団体で平成23年11月20日までに執行(57団体において、68の議会の議員及び長の選挙の期日を延期)

### ◎選管職員(地方公務員)の派遣

- 震災により延期されていた地方選挙の執行に当たり、都道府県・指定都市の選挙管理委員会連合会の協力を得て、岩手県、宮城県、福島県内の23市町村に、全国99団体・約160名の選管職員を派遣して、選挙事務を支援

# 被災自治体への財政支援について

## 1. 震災復興特別交付税

被災団体の財政負担を減らすとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、通常収支とは別枠で確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分

〈主な算定項目〉

直轄・補助事業の地方負担額、単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、地方税等の減収額

**平成23年度からの交付累計額：約3.0兆円**

平成23年度交付額	8,134億円
平成24年度交付額	7,645億円
平成25年度交付額	5,071億円
平成26年度交付額	5,144億円
平成27年度9月交付額	3,867億円

参考：平成28年度地財計画額 4,802億円

※平成28年度以降に行われる復興事業の一部には、被災団体においても5%の実質的な負担が導入

## 2. 復興基金の創設等

### ◎取崩し型復興基金の創設

住民の生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、被災団体が単年度の予算に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、被災県の復興基金の設置に対し平成23年度12月分の特別交付税で措置

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

### ◎津波被災地域の住民の定着促進(平成24年度補正予算で措置：1,047億円)

津波の被災地域において安定的な生活基盤の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、被災9県の復興基金の積立等に対し震災復興特別交付税の増額で措置

《対象経費》住宅再建支援に要する経費  
※被災者への具体的な支援内容は被災団体が決定

①土地区画整理事業等の対象外の住宅分  
住宅建築の利子相当額、宅地の嵩上げ経費、移転経費

②土地区画整理事業等の対象の住宅分  
住宅建築の利子相当額、移転経費

①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり  
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)  
②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

③津波の被害がなかった地域

④防災集団移転促進事業で造成する土地(高台)

①建築基準法に基づく「災害危険区域」

②津波により住家の被害が生じた地域(津波浸水区域)

海

# 被災自治体への地方税制の対応について

## 1. 地震・津波対策等

◎納期限の延長・減免措置等の適切な対応を地方団体に依頼【H23/3/14通知】

◎地方税法改正【H23/4/27公布・施行】

- 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等の課税免除
- 震災により滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋及び土地に対する不動産取得税・固定資産税等の軽減
- 震災により滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産に対する固定資産税の軽減
- 震災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】【H25/3/30公布・H25/4/1施行】【H26/3/31公布・H26/4/1施行】

- 津波により甚大な被害を受けた区域として平成23年度に市町村が指定した区域内の土地及び家屋に対する平成24年度分・平成25年度分・平成26年度分の固定資産税等の課税免除等（平成27年度には一般の措置へ移行）

◎地方税法改正【H26/3/31公布・H26/4/1施行】

- 震災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税の延長

## 2. 原子力災害対策

◎地方税法改正【H23/8/12公布・施行】

- 警戒区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等の課税免除
- 警戒区域内の家屋やその敷地に代わる家屋及び土地に対する不動産取得税・固定資産税等の軽減
- 警戒区域内の償却資産に代わる償却資産に対する固定資産税の軽減
  - ※ 居住困難区域内についても同様の特例（平成24年度改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】）
- 警戒区域内の自動車で用途廃止による永久抹消登録等をしたものの自動車税等及びその自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税等
  - ※ 自動車持出困難区域についても同様の特例（平成24年度改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】）

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】

- 警戒区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する平成24年度分の固定資産税等の課税免除等

◎地方税法改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】

- 原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域のうち各年度において市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する固定資産税等を当分の間課税免除
- 前年度の課税免除の対象区域であって、新たに課税免除の対象外となる区域のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等を原則3年度分減額

◎地方税法改正【H26/3/31公布・H26/4/1施行】

- 自動車持出困難区域の自動車で用途廃止による永久抹消登録等をしたものの自動車税等及びその自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税等の延長

## 3. 復興支援対策

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】

- ① 被災農地・警戒区域内農地に代わる農地に対する不動産取得税を軽減
- ② 被災事業者用の仮設施設整備事業の用に供する施設に対する不動産取得税・固定資産税等の非課税措置等
  - ※ 復興特別区域における課税免除又は不均一課税に伴う措置（事業税・不動産取得税・固定資産税）（復興特別区域法）
  - ※ 津波避難施設に係る特例・津波対策に資する港湾施設等に係る特例（固定資産税）等

※ 上記の地方税法等の特例措置による地方団体の減収分を震災復興特別交付税により措置

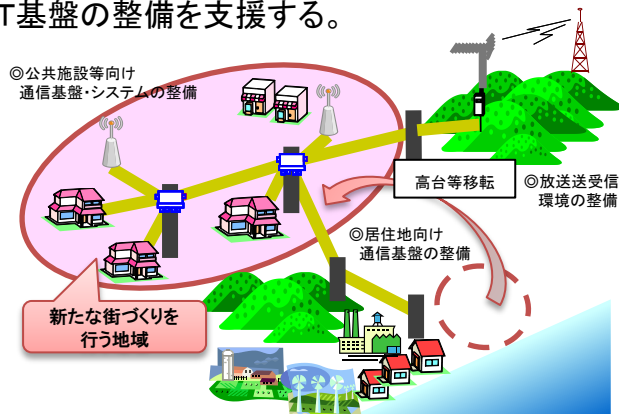


# 情報通信における震災対応について

## 1. ICT基盤整備による復興街づくりへの貢献

### ◎被災地域情報化推進事業(平成28年度予算予定額 2.6億円 補助率1/3)

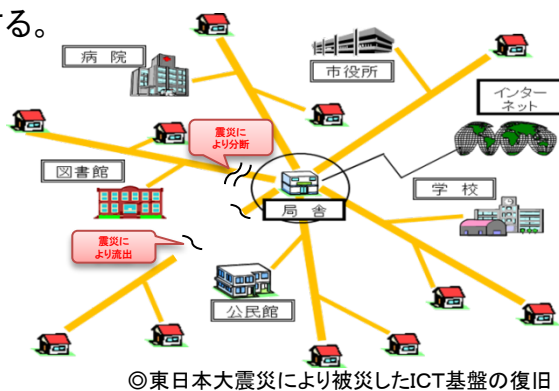
- 東日本大震災からの復興に向け新たな街づくりを行う地域における、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設等向け通信基盤・システム等の住民生活・地域経済に必要なICT基盤の整備を支援する。



## 2. ICT基盤の復旧への支援

### ◎情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成28年度予算予定額 1.9億円 補助率1/3又は2/3)

- 東日本大震災により被災した地域における、超高速ブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等のICT基盤の復旧を支援する。



## 3. 臨時災害放送局の開設

### ◎避難情報等被害の軽減に役立つ情報や、被災者のための生活関連情報を提供する臨時災害放送局(FM放送)が、被災28市町から申請を受けて開設。現在も9市町で運用中。(平成28年1月1日時点)

## 4. 地デジへの移行助成

### ◎福島第一原発事故により避難等の指示を受けた地域(※)の自宅に帰還する世帯等に対し、次の支援を実施。

- 地デジチューナー1台を無償給付
- 地上デジタルテレビ放送の視聴に必要な個別アンテナの工事等に関し経費を給付

(※)旧緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、特定避難勧奨地点



## 3. 許認可等の有効期間の延長等

### ◎許認可等の有効期間の延長等に関する政令の公布・施行

(平成23年3月13日)

- 有効期間が延長される許認可等、履行が一定期間猶予される義務及びこれらに関する問い合わせ先をとりまとめて公表

## 4. 届出避難場所証明書

◎避難住民が民間契約等の際にその避難場所について証明することを求められる事例があり、避難生活上の支障が生じないように、**避難元市町村が避難場所の証明事務を実施する場合の事務処理要領をとりまとめ、平成24年12月19日付で通知。**

## 5. 行政相談

### ◎東日本大震災に関する行政相談受付 総件数3万2158件

(平成28年1月31日時点)

- 17管区行政評価局・行政評価事務所において、被災者が避難している地域の267か所で**特別行政相談所**を開催
- 2管区行政評価局・6行政評価事務所で**フリーダイヤル**を開設(現在は終了)

## 6. 全国避難者情報システム

◎平成23年4月12日に全国の都道府県・市町村に協力を要請し、全国避難者情報システムを構築

- 避難した被災者から避難先の市町村に任意に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県・市町村に提供することにより、避難者への行政サービスに係る情報提供等を実施